

コース変更及びキャンセルに伴う授業料の返還手続き

- ・ 5週間未満のコースにお申し込みの方で、コース受講を中止、又は正当な理由なく変更する場合、支払い済み授業料の払い戻し願いは、入学した日から2日以内に申し出る必要があります。支払済み授業料の50%が返金となります。
- ・ 5週間以上、3ヶ月までのコースにお申し込みの方で、コース受講を中止、又は正当な理由なく変更する場合、支払い済み授業料の払い戻し願いは、入学した日から5日以内に申し出る事が必要です。支払済み授業料の75%が返金となります。それ以降のキャンセルは、返金はございません。
- ・ 3ヶ月を超えるコースにお申し込みの方で、コース受講を中止、又は正当な理由なく変更する場合、支払い済み授業料の払い戻し願いは、入学した日から10日以内（事務処理上その週の金曜日午前中まで）に申し出る事が必要です。キャンセルチャージは、授業料の25%となり、残額が返金されます。それ以降のお申し出は返金はございません。また、コース開始の1ヶ月以上前のコース受講を中止に関しましては、NZ\$500もしくは支払われた費用のうち10%のいずれかで低い値段をキャンセル料として、また開始日から1ヶ月以内のコース受講を中止の場合は、17.5%をキャンセルチャージとして申し受けます。
- ・ コース受講を中止または変更し、支払済み授業料の払い戻しを希望する学生は、本校教務部長宛てに、書面にて理由を明記の上提出して下さい。学生ビザ取得者はそのビザの返還もしくは変更の必要があります。
- ・ 寮の宿泊の手配のキャンセルは2週間前に、ホームステイの宿泊の手配のキャンセルは1週間前までにすること。
- ・ AISの都合によるキャンセルの場合は、コースの途中でであっても、料金は全額返還されます。
- ・ 特別な事情が考慮された場合は、上記の限りではありません。
- ・ ディプロマコースにおいて、コース開始から5週目以降のキャンセルに関しては、成績を“E”とし、落第となります。

Fee Protection

1) 全ての学生の授業料及びその他費用は、信託口座にて預かり、外部の公認会計士がこの口座を管理し、下記の基準に従って支払いが行われます。

- A. 授業料→プログラムが開始された際に授業料の15%がAISに移行され、その後、毎月1回の決算日に、その月の授業料が信託口座からAISに移行されます。
- B. 宿泊料→AISより供給者（寮・ホームステイ）に定期的に前払いされます。

滞在の変更及びキャンセルに伴う滞在費用の返還手続き

- ・ 学生寮のキャンセルは、入寮予定日の2週間を過ぎてからのキャンセルについては、キャンセル料としてNZ\$200が必要になります。前払いされたその他の学生寮費については返金可能です。
- ・ 学生寮の保証金/Bond, NZ\$300が必要になります。この保証金は、退出時に返金されます。ただし部屋の鍵の紛失、寮施設への破損、寮費の未払いがあった場合にはこの限りではありません。
- ・ ホームステイアレンジ費、この費用（NZ\$240またはNZ\$260/18歳未満の学生）は、1ホームステイのアレンジにたいしてのものです。2箇所目のホームステイをアレンジする場合、NZ\$110が別途必要になります。ホームステイアレンジ費は前払いになります。
- ・ ホームステイ費には、平日2食、休日3食を含みます。
- ・ ホームステイのキャンセルの際はホームステイアレンジ費から50%のキャンセル料金が発生致します。
- ・ 学生寮費は最低5週ごとの前払いとなります。ホームステイ費は最低2週の前払いとなり、そしてこの期間はホームステイの変更はできません。
- ・ 学生寮を退出する際は、5週間前までに書面にて届出をして下さい。
- ・ ホームステイを退出する際は、1週間前までに書面にて届出をして下さい。
- ・ ホームステイまたは学生寮の支払いは、遅くとも到着の2週間前までにお支払いください。